

羽田－秋葉原間舟運社会実験(第2次)
運航事業者公募要項

平成27年11月

秋葉原・天王洲・羽田空港舟運プロジェクト準備会

1. 舟運社会実験実施の背景と意義

「秋葉原・天王洲・羽田空港舟運プロジェクト準備会」（以下、「準備会」と呼ぶ。）では、羽田空港地区と秋葉原地区間を天王洲地区経由で結ぶ新たな水上交通として観光面での要素を盛り込んだ舟運の通年定期運航化を検討しています。舟運社会実験はこの可能性を検証することを目的とします。

第1次社会実験は本年9月19日（土曜日）～9月26日（土曜日）の8日間実施しました。（※うち、9月25日は荒天により欠航）舟運社会実験期間中は1,462名の有料参加者を得て、1,200名分を超えるアンケート回答を頂きました。

準備会では舟運社会実験実施とその結果分析や改善検討等を重ねながら本格的な舟運の通年運航体制を検証していくこととしています。

2. 公募の目的

舟運事業は、民間事業者が独立して採算性を確保しつつ運航されるものですが、民間事業者が運航の枠組みを一から立ち上げるためには様々な困難が想定されます。また、舟運事業は単にA地点とB地点を結ぶ交通機関としてだけでなく、地域の資源として、地域と一体となって運航されることが重要であると認識しています。このため、国交省と発着地点の秋葉原地区、天王洲地区及び羽田空港地区の関係者と通年定期運航化に意欲のある事業者が一同に会して、その実現に向けた環境整備と将来の採算性の検証等を行うことが社会実験の目的です。

上記趣旨に賛同頂き、将来、羽田空港－東京都心間の通年定期運航の実現に意欲のある運航事業者を募集するものです。

第2次社会実験として募集するのは、万世橋船着場（秋葉原）から神田川上流－隅田川に合流する区間を有料で実験就航する運航事業者です。万世橋船着場は85年前から同橋の付属施設として存在し、管理されてきました。また、神田川の当該区間は川幅が狭く、水深も浅い河川であることに加えて隅田川合流部までの区間に架かる7つの橋自体も低く、水面までの高さもさほど余裕がありません。安全等の面で運航技術が重要な区間と捉えています。

このような神田川就航への運航に意欲のある者の習熟の機会にするとともに、短区間で行うミニツアーで舟運への関心の裾野を広げることを目的に実験運航事業者を募集するものです。今次実験の経験は、別途公募する社会実験への参加を検討して頂く際の判断材料の一つにもなると考えています。

3. 社会実験実施予定時期と公募する事業者

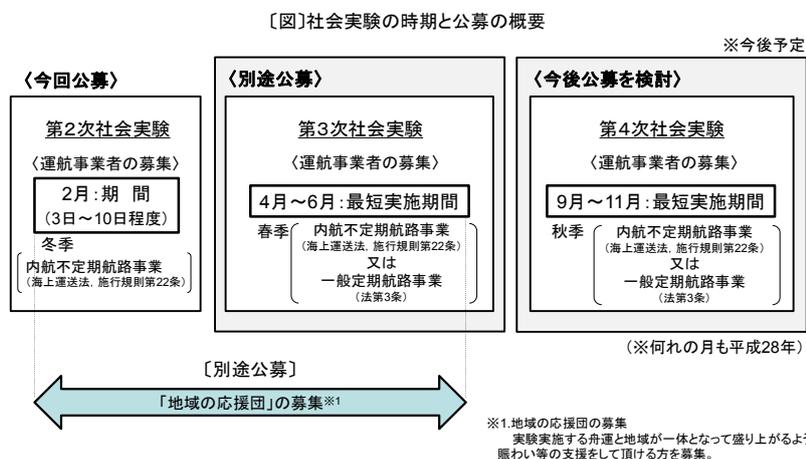
今次公募する事業の種類や実施時期ならびに応募する際の要件は以降に示す通りです。

(1) 今次募集する社会実験の実施予定時期

今次公募するのは、第2次舟運社会実験です。当該実験は、2月に3日～10日間程度の期間（※冬季）を予定しています。（次の図を参照）

(2) 公募する事業者

第2次社会実験の運航事業者を公募します。なお、応募に当たっては社会実験毎に単独応募・複数応募の選択は自由で



す。なお、第3次舟運社会実験は別途公募中ですが、第4次舟運社会実験の募集は実施検討を踏まえながら後日改めて公募する予定です。

4. 公募する事業者の応募要件

今次公募するのは、舟運運航事業者です。舟運社会実験として実施する秋葉原一隅田川合流までの神田川区間の舟運運航が可能で、舟運社会実験期間中（3日～10日間程度）運航可能な運航事業者を募集します。なお、舟運運航事業者は海上運送法上の運航免許を保有し、航路申請許可見込みであることを前提とします。

応募された提案内容は準備会で審査・評価し、舟運社会実験の運航事業者候補を決めます。運航事業者候補は準備会の構成員に加わり、舟運社会実験全体の検討に基づいて提案内容を履行できることを前提とします。

なお、公募への応募にかかる費用、舟運社会実験を実施するための検討・実施に要する**費用は応募者（運航事業者候補）の負担とします。**

なお、舟運社会実験実施時に際して関係法令に基づく許認可申請可手続きに要する費用も含まれます。また、舟運社会実験期間中の運航の安全確保を含めた責任も応募者に帰属することとします。

舟運社会実験は準備会で検討したうえで実施に移されますが、検討・調整によって応募時の**提案内容と変わることがあります**ので予めご了承下さい。

本公募に応募する際の要件は、以降の通りです。

(1) 運航事業者

実験運航期間、運航の基本的なコース等は次ページの「神田川周遊舟運社会実験」実施概要（予定）に示す通りですので、参照して下さい。なお、舟運社会実験運航は**有料乗船参加者を募る**ことを前提とします。また、運航事業者単独又は運航事業者どうしの共同事業体としての応募も可能です。

あわせて以下の事項も細部の要件として提案に反映して下さい。

- ・舟運社会実験期間中の潮位に応じて運航できるよう、船舶・人員を保有していること
- ・それぞれの船着場で乗客の安全な乗降が可能な構造を有すること
- ・船着場は「万世橋船着場」とします

(2) 運航免許と航路事業申請許可

今次舟運実験を実施するのに必要な運航免許を有しているほか、「内航不定期航路事業」（乗合）届け出の見込みを有している必要があります。

(3) 乗船券の販売管理

舟運社会実験期間中は、乗船券を販売・管理が運航とセットで必要になります。具体的には、乗船券の予約販売、当日販売、運休時の連絡や払い戻し処理及び船着場への事前誘導や当日受付等、乗客の乗船前から下船まで、運航のために必要な業務内容です。

(4) その他の要件

次の事項に該当する場合には、本公募への応募を辞退して頂くとともに、事業候補者の決定後の場合はこれを取り消します。

- ・応募する時点において、法令等の違反による行政処分を受けていないこと。
- ・応募者等（個人である場合はその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

「羽田－秋葉原間舟運社会実験」
〔第2次～第4次〕
実施概要

〈今回公募〉

第2次社会実験

(実施期間)

平成28年2月上旬～2月中旬 3日～10日間程度

(運航経路)

神田川・秋葉原－隅田川合流間の往復

(細部要件)

- ① 毎日1～2隻による区間周遊運航
- ② 乗船客アンケート実施 (10設問程度)



〈別途公募〉

第3次社会実験

(実施期間)

平成28年4月～6月 約2～3ヶ月間

(運航経路)

羽田空港地区－秋葉原地区間の往復・周遊

(細部要件)

- ① **原則**毎日運航
- ② 全航路・区間で乗船客アンケート実施 (10設問程度)

〈別途公募を検討〉

第4次社会実験

(実施期間)

平成28年9月～11月 約3～4ヶ月間

(運航経路)

羽田空港地区－秋葉原地区間の往復・周遊

(細部要件)

- ① **原則**毎日運航
- ② 全航路・区間で乗船客アンケート実施 (10設問程度)



- ・暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- ・応募者等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用などしたと認められるとき。
- ・応募者等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接

的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

- ・応募者等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- ・会社更生法、破産法若しくは民事再生法の適用を受けていない者又は会社法による特別清算を行っていない者と認められるとき。
- ・国税及び地方税を滞納している者と認められるとき。
- ・上記の他、非社会的行為や虚偽の応募内容である事実が認められたとき。

5. 運航事業者候補の決定

応募された提案内容は準備会で審査・評価し、要件を満たした運航事業者には運航事業者候補として通知します。結果的に運航事業者候補は複数になる場合もあります。

運航事業者候補となった運航事業者は必要に応じて準備会に参加し、当該舟運社会実験を一緒に検討して頂きます。

6. 応募の要領

応募の際には、以下に示す別記様式に記載のうえ提出して頂きます。舟運社会実験期間中の舟運運航事業に関する応募の要領は以下の通りです。

(i) 応募添書〈別記様式1〉

(ii) 応募事業者の概要〈別記様式2-1, 2-2〉

応募する対象実験の記載とともに、単独事業者による応募か共同事業者（複数の事業者が共同で実施）による応募の別を様式に記載して頂きます。

(iv) 海上運送法の許可状況〈別記様式3〉

有する運航上の免許と、これまでに許認可申請した書類（写）を証明用に添付して下さい。1つの申請書類で結構です。

提出内容を補足するために必要な資料（任意・様式自由）の添付は可能です。

また、応募内容に関しては準備会による審査・評価の過程で別途確認が必要になる場合がありますので、その際には真摯な対応と協力をお願いします。

7. 提案書の提出

提案書は、前記6. 応募の要領に示す様式をもって、以下の提出先に提出して下さい。提出の際には、予め提出の意志を電話連絡のうえ提出先まで持参して下さい。なお、提出された書類一式は返却しませんので、予めご了承下さい。提案内容は準備会による検討にのみ使用します。また、今後の応募手続きに関して使用する言語は日本語に限ります。

- (1) 提出先 「羽田-秋葉原間舟運プロジェクト準備会」事務局
千代田区環境まちづくり部神田地域まちづくり課
担当：鈴木健二、安楽駿作
〒102-8688 千代田区九段南1-2-1 TEL：5211-3619（内線8221）
Eメールアドレス：kanda-machi@city.chiyoda.lg.jp
- (2) 提出部数 紙1部、CD/DVD1枚（PDF形式で提出様式を記録したもの）
- (3) 受付期間 平成27年11月27日（金）～平成27年12月18日（金）**必着**
※ただし、土・日・祝日を除く8時45分～17時15分
（上記時間帯のうち、12時～13時を除く。）
- (4) 問い合わせ 上記提出先（事務局）あて、受付期間中に問い合わせ可能です。

8. 説明会の実施

公募による募集開始後に説明会を行います。説明会は、12月4日（金）15:00から千代田区万世橋出張所・区民会館での実施を予定しています。なお、説明会に参加を希望する場合は、前日17:00までに前項(1)提出先と同じ事務局まで予めその旨連絡し、参加登録して下さい。

9. 事業候補者決定通知までのスケジュール(予定)

運航事業者候補の決定は「6. 提案書の提出」先から書面にて通知します。なお、今次公募から事業候補者の決定通知までのスケジュールは以下のように予定しています。

〈公募開始以降のスケジュール予定〉

平成27年11月27日（金）	公募開始
平成27年12月 4日（金）	説明会
平成27年12月18日（金）	公募〆切り 提案内容の審査・評価（準備会※2）
平成27年12月24日（木）	事業候補者の決定通知

※2 「秋葉原・天王洲・羽田空港舟運プロジェクト準備会」構成機関・団体

千代田区	天王洲総合開発協議会
千代田区観光協会	大田区
秋葉原タウンマネジメント(株)	日本空港ビルデング(株)
品川区	跡見学園女子大学
(株)ジール	国土交通省

10. 参考

過日実施済み〈9月19日～9月26日〉の舟運社会実験概要は、実施結果及びアンケート結果(速報)を含めて以下のサイトから確認することができます。

(国土交通省) http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/sogoseisaku_region_tk_000022.html

また、次の初回実験の様子もあわせてご参照下さい。

写真で見る「羽田～秋葉原間舟運社会実験」



秋葉原(万世橋)船着場で乗船へ



秋葉原(万世橋)船着場、出航間近



秋葉原(万世橋)船着場から出航



レインボーブリッジを通過



おもてなし
〈柳橋〉
三味線のお出迎え 秋葉原の探訪ツアーも実施(オプション)



天王洲ヤマツピア船着場で乗船完了



羽田空港間近
(前方は金田可動橋)



羽田空港船着場に間もなく接岸

〈以上〉

〈別記様式1〉応募用添書

羽田－秋葉原間舟運社会実験（第2次）運航事業者公募提案書

平成 年 月 日

羽田－秋葉原間舟運プロジェクト準備会 あて

名称（法人）

代表者

印

提案書及び別記様式を添えて、羽田－秋葉原間舟運社会実験（第2次）運航事業者公募に応募します。

〈別記様式2-1〉提案者の概要

応募の対象	事業の様態	
	単独事業者	共同事業体
第2次社会実験		

※1. 応募対象と事業の様態の該当欄に○印を記して下さい。

2. 共同事業体は、舟運運航業務を複数の事業者で共同運営する仕組みを想定。

名 称 (法人名, 代表名称)	
代表の所在地	〒
代 表 者	
代表の連絡先	担当部署名 : 担当者氏名 : 電話番号 : F A X : E - m a i l :

※1. 本様式2-1は、舟運運航事業者の応募に際して単独応募と共同事業体応募に共通です。複数事業者による応募の場合は、代表する事業者情報を本様式に記載して下さい。

2. そのうえで、他の共同事業者を別記様式2-2に記載して下さい。

〈別記様式2-2〉構成法人の概要〈※複数の事業者による応募の場合〉

①	名 称 (法人)	
	連 絡 先	住 所： 部 署 名： 電 話 番 号： F A X： E-mail：
	役 割	
②	名 称 (法人)	
	連 絡 先	住 所： 部 署 名： 電 話 番 号： F A X： E-mail：
	役 割	
③	名 称 (法人)	
	連 絡 先	住 所： 部 署 名： 電 話 番 号： F A X： E-mail：
	役 割	
④	名 称 (法人)	
	連 絡 先	住 所： 部 署 名： 電 話 番 号： F A X： E-mail：
	役 割	

※1. ①～④ で欄が不足する場合は適宜追加して下さい。

〈別記様式3〉これまでの海上運送法上の届出又は許可の状況

〈内航不定期航路事業（乗合）の届け出又は一般定期航路事業の許可の取得状況〉

※1. これまでの届出・許可の種類、届出者・許可取得者、届出・許可取得年月日等を記して下さい。

2. その中から、参考として許認可申請・許可書類の写しを別途添付して下さい。
(1つで結構です)